

# 第10回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年4月19日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年4月19日（金）午前10時00分から午前11時07分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人  
会長 10番 大橋 好一  
会長職務代理者 8番 琴寄 成人  
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己  
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員  
荒川広文推進委員 戸崎裕司推進委員
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第1 会務報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について  
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
日程第7 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他 事務連絡  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚  
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた
7. 会議の概要  
令和6年4月19日（金）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第10回壬生町農業委員会総会を開会いたします。まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 昨日は、研修会、懇親会と多くの委員さんにご出席いただきまして誠にありがとうございました。懇親を深めた中で、また新たな気持ちで、事務局も新しくなりましたので、効率的な農業委員会活動ができますことをよろしくお願い申し上げます。本日の会議の日程を見ますと件数的には少ないわけでありますが慎重な審議をお願い申し上げて冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。それでは、総会の議事の前に、この度の役場の人事異動により、農政課長、農村保全係長に新しい職員が参りましたので紹介をさせていただきます。

(梁島 紀夫農政課長、中村 正伸農村保全係長 挨拶)

(挨拶後退席)

それでは、ただ今の出席委員は10名です。また、荒川広文推進委員、戸崎裕司推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、8番 琴寄 成人 職務代理、9番 木野内 佳代子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

4月1日(月)辞令交付式が大会議室で行われ、大橋好一会長が出席いたしました。

4月15日(月)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、102会議室と現地で行われ、鯉沼玲子農業委員、大関孝男農業委員、葭葉孝男農業委員、荒川広文推進委員、戸崎裕司推進委員、事務局より宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐と私が出席いたしました。

4月18日(木)農業委員会相続登記に関する研修会が特別会議室1・2で行われ、農業委員、推進委員の全員、事務局より宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐、松本ひなた主任と私が出席いたしました。

同じく、4月18日(木)農業委員会懇親会が栃木市の肉のふきあげで行われ、農業委員、推進委員21人、事務局より宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐、松本ひなた主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市) 自作地 124㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (下野市) 借受地 28㌥

(土地の表示)

|               |    |                          |
|---------------|----|--------------------------|
| 壬生町大字藤井字_____ | 田  | 6 0 3 6 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字藤井字_____ | 田  | 1 7 3 4 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字藤井字_____ | 田  | 4 1 7 3 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字藤井字_____ | 畑  | 5 3 9 m <sup>2</sup>     |
|               | 合計 | 1 2 4 8 2 m <sup>2</sup> |

10年間の使用貸借権の設定 稼働2人

以上、第1項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る4月16日に借受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと私と刀川農業委員、鈴木推進委員とともに現地調査を行い、チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_（下野市）

譲受人 \_\_\_\_\_

理事長 \_\_\_\_\_（埼玉県）

（土地の表示）

壬生町大字北小林字 \_\_\_\_\_ 畑 1404㎡

教職員駐車場敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_（東原）

賃借人 有限会社 \_\_\_\_\_

代表取締役 \_\_\_\_\_（宇都宮市）

（土地の表示）

壬生町大字福和田字 \_\_\_\_\_ 田 13203㎡のうち  
8179.89㎡

壬生町大字福和田字 \_\_\_\_\_ 田 14992㎡のうち  
9968.89㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 5番 鯉

沼 玲子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、4月15日(月)に私と大関孝男農業委員、葭葉孝男農業委員、荒川広文推進委員、戸崎裕司推進委員、岡洋子事務局長、宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約200mに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は\_\_\_\_\_等を経営しており、約\_\_\_\_\_名の教職員が利用する駐車場が不足している現状にあり、申請地はすでに整備した駐車場に隣接していることから、当該地を最適地と選定したところです。土地利用計画図によると場内をアスファルト舗装とし、外周にコンクリートブロックを積み、コンクリート側溝で雨水を敷地内の雨水浸透槽で処理する予定で、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われまますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い

いたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約250mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、作業時間は午前8時から午後5時までで、保安距離は道路から2m、農地からは1mを確保し、周囲に防護ネットを施すことになっております。最大深さは3mを掘削し、保安角度を45度とるようになっております。埋戻用土の調達方法は、自社所有地のストック用土で埋め戻す予定となっております。採取した土は、鹿沼市内の業者に販売する予定となっております。

隣地土地所有者の転用同意書、誓約書は添付されており、申請地の福和田\_\_\_\_\_番\_\_\_\_\_については、農地法第3条による賃借権が設定されておりますが、耕作者の農地転用同意書が添付されております。

事業資金\_\_\_\_\_万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において、保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月26日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」ご説明いたします。

議案書5ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、4件、9筆、面積合計が20,069㎡となっております。

次に利用権の新規・使用賃借権分について、6ページ、1件、2筆、面積合計が1,376㎡となっております。

次に利用権の再設定・賃借権分について、7ページ、6件、14筆、面積合計が23,247㎡となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分について、8ページから9ページ、13件、24筆、面積合計が44,568㎡となっております。

次に一括方式の新規・使用賃借権分について、10ページから13ページ、16件、50筆、面積合計が73,282㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原



案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の14ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 早乙女 春香 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明の第1項の件について説明いたします。去る3月8日、私と鈴木進吉委員とで20年以上建物が建っていることを確認してまいりました。以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

---

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の15ページから19ページのとおり11件の申請がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次にその他についてお願いします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 松本主任  
その他の件について

1. 令和7年度農林関係税制改正要望について

要望がありましたら令和6年5月15日(水)までにFAXか農業委員会事務局までご提出ください。

事務連絡について

1. 役場内クールビズについて

実施期間が5月1日(水)～10月31日(木)

ノーネクタイ、上着着用なし

2. 名刺の配布

名刺を作成しましたので、委員の皆様のご活動の際にご利用いただければと思います。20枚作成しましたので、不足した場合は私の方までおっしゃってください。

3. その他

令和5年農業新聞普及拡大特別対策費の交付

対象：令和5年1月～12月まで

○議長 その他、何かございますか。

●8番 琴寄 成人 職務代理

昨日の懇親会で女性の推進委員の皆さんから、女性の委員さんの集まる機会が少ないということで、できれば今年秋か来年春頃に農業委員会の1泊くらいの旅行をとという話が出ました。

○議長 皆さんの見聞を広めるという意味でも先進地などに研修に行くということは有意義なことだと思います。コロナもある程度落ち着いてきましたので、以前のように研修を積極的に進めてもいいかと思います。事務局と話を進めていければと思いますので、その際には皆様にもご協力をよろしくお願ひしたいと思います。その他にも年度の後期に日帰りの研修もあってもいいと思います。

その他に何かありますか。

●事務局 宇賀神局長補佐

昨日の研修で農政課から話がありましたが、地域計画の件ですが、今年度は次の段階として農業委員会で地図の作成の業務に入ってくることになります。農政課との考えでは、田植えが終わった6月、7月頃に2回目の座談会を開いて、そ

のエリアを10年後を見据えて耕作できる方に来ていただいて、具体的な地図の作成に入る考えですが、時期的にはいかがですか。

○議長 田植えは6月には終わるが、麦刈りが6月からだから、6月中旬頃になれば時間的に余裕が出てくるのではないかと。イチゴの方はどうですか。

●8番 琴寄 成人 職務代理

イチゴは、6月第1土曜日まで出荷があり、6月後半から7月初めまで仮植かな。その時期を除いてもらえれば。

○議長 今回は期間が1か月ほどあるので、栽培する作物に応じて地域ごとに開催時期を調整してもいいと思う。

●8番 琴寄 成人 職務代理

地域計画の集まりに、今後の5年後10年後を見据えた農地の担い手となる人に来てもらうという事だが。

●9番 木野内 佳代子 農業委員

それは、役場で来てもらう人を選んでもらうということですか。

●事務局 宇賀神局長補佐

役場で選んでということは難しいので、地域の担い手となる人に呼びかけを行っていただきたいと思います。

○議長 人選が難しい。何故自分は呼ばれなかったのか、という人も出てくると思う。自分から来てくれるというのは、やはり呼びかけないと来ていただくのは難しい。

●8番 琴寄 成人 職務代理

5年後10年後を見据えた計画という事だが、現在農業をしている人は70代の人もある。そういう人にも現在耕作しているということで来てもらった方が良いのか。

●事務局 宇賀神局長補佐

例えば70代の方でも、将来の農地を考えていただく場です。前回は農業をやっていない方も参加して、農地の処分の意向を持つ方もいましたが、今年度は農業をしているの方が建設的な意見をお持ちだと思うので、農業をし

ている方に参加していただければと思っています。

○議長 現在70代とすると、10年後は80代で、もう引退していると思う。それでも、とりあえず、現状で広い面積を耕作している人に集まってもらって、地図を作っていくことになるのでは。今後、計画もどうなるかわからない訳だから。現在70代の人に来てもらっても、将来担い手に農地を耕作してもらいたいという意識を持ってもらうことも意味があるのでは。

●8番 琴寄 成人 職務代理

今後の担い手に来てもらうとなると、人数はそう何人もいないから、昨年度行った1回目よりも集まる人数は少なくなる。地域の人に声掛けをして内諾してもらった人に役場から通知を送ってもらえれば、集まりに来やすくなるのでは。

●3番 高橋 宏治 農業委員

前回1回目の安塚の集まりに出席したとき、法人の話が出た。今は緩やかな法人があり、具体的な法人化の話があるときに、司法書士として話をさせていただくことがある。将来的に耕作できない農地の受け皿として緩やかな法人を1つの選択とすることもあるのでは。しかし、そういった法人の立ち上げの部分をどうするのがわからないのだが。

○議長 例えば町が主体となって農業振興公社を作るとか、農業を行う集団化とか。ただ、最初に言い出す人がいない。どうしたらよいかわからない。

今の段階であれば、現状で地図に色を染めてもよいと考える人もいると思う。地域計画の地図は全域で作成しなければならないのか。

●事務局 宇賀神局長補佐

できる部分だけで。

○議長 それならば、新たな耕作者を見つけて、というより、現状の耕作状態で地図に色を染めてもいいと言ってくれる人の承諾を得る会議にした方がよいと思う。国の政策も5年もしたら変わる可能性がある。

●8番 琴寄 成人 職務代理

内容は、農地の集積・集約化の話だったよね。自分の地域では、それぞれ米や麦を作りやすいところを作っているから、集積はできるかもしれないが、集

約化は難しい。土地改良をすればという話も出ているが、土地改良をしようとしている地区は、地域計画の中に含まれていない。

● 4番 刀川 正己 農業委員

先ほど法人化の話が出たが、JAしもつけでグリーンファームがあるが、壬生町は入っていない。町ではそのような構想はないのか。

●事務局 宇賀神局長補佐

考えていない訳ではない。先日、農政課と一緒に鹿沼の農業振興公社に行ってきましたが、法人化はなかなか容易ではないところがあり、いろいろ調べているところです。

● 4番 刀川 正己 農業委員

今後5年位であれば、農地もきれいな状況であると思うが、10年後となるとそれは難しいと思う。それまでの間に、法人化や何か方策を見つけていかなければ。

○議長 目標地図の作成には、現状である一定以上の面積を耕作している人を抽出して、その方達に話し合いに来ていただくというのが、一番良い方策だと思う。そのような人達は、意欲をもって農業を行っていて、今後規模拡大を考えているかもしれないので。

地元である一定以上の面積を耕作している人はある程度分かると思うので、その中で、話し合いの場に来ていただけるか話をしてもらって、地図の作成に参加してもらい、地図に色を塗れなかった部分はそれで仕方がないのでは。そのように段階を踏んでやっていくという方法でもいいのではないかと思う。現状で相対で貸し借りしている農地の色を塗っていききたいというのものもある。

また、地区によっては、耕作者が町外の人の場合もある。そういう場合はどうするのか、ということもある。

●事務局 宇賀神局長補佐

町外の方でもその地域を耕作しているのであれば、地図に入れてもよいと思います。

○議長 その場合、座談会にも来てもらわないと。

● 3番 高橋 宏治 農業委員

人・農地プランから地域計画に法律が変更になった時に、地元の担い手だけではなく、多様な農業者等、地区外の人や、農業者以外も取り入れようという大きな方向転換をした。さっきおっしゃった、地区外の人も対象にしましょうというところが方針として出てはいる。しかし、実際、話し合いの時にどうするのか、農水省と現場との乖離が大きい。

○議長 地区外の人もある範囲で色を染めてもよいのではないかと思う。現状で、利用権設定をしていけば町で把握ができると思うので。

●4番 刀川 正己 農業委員

今は会社も定年が延長制になったので、60代前半の人が農業をやるのが少なくなってくると思う。

○議長 地域でこの人は、という人に声掛けをしてもらって、座談会に来てもらって、地図を作成するということで。

●事務局 宇賀神局長補佐

農地台帳の面積から抽出して、ある一定以上の面積の耕作者の中から委員さん方に選んでいただいて。ただし、農地台帳の耕作者の住所が実際の居住地と違う場合や、いくつかの地域にまたがって耕作している場合もあり、もれもあるかもしれないので、委員さんたちに集まっていただいて、ご相談させていただきながら、座談会にどなたをお呼びするのか決めさせていただければ。

○議長 まずは、人・農地プランに位置付けられた人に声を掛けるべきだと思う。また、人・農地プランの作成の際に行った座談会に来ていただいた方も候補者として名前を出してもらってもよいと思う。まずは、町で一定面積以上に耕作している人のリストを作ってもらって、委員さんの中で検討してもらうのがよいのでは。

●8番 琴寄 成人 職務代理

町では、今後5年後、10年後という考えで担い手の地図を作るという事だと思うが、受ける方は、重く受け止めると思う。

○議長 琴寄職務代理の話のように、農地を守っていかなければならないという責任感を感じると思う、そうすると、今の現状維持がやっとなのに、という思いから、担い手の地図を作る際に気持ちがしぼんでいってしまう。

● 8 番 琴寄 成人 職務代理

今、地元で、営農集団というか、農業振興事務所の指導を受けて、今年の秋に農業を法人化しようという動きが出た。営農集団であると、農業に従事する人しか該当しないので、一般の株式会社の方式で農業の法人化を進めている。65歳以上の会社勤めをリタイヤした人を臨時に雇い入れて、というやり方で。

● 3 番 高橋 宏治 農業委員

農事組合法人という形で、オペレーターとしてそのような方を雇って、報酬という形で支払いをする。

○議長 JAのグリーンファームもそのような形をとっている。

● 8 番 刀川 正己 農業委員

雇われている人には社会保険に加入してもらわなくてもよいらしい。

● 3 番 高橋 宏治 農業委員

そのような法人の立ち上げの際に、担い手協議会に派遣依頼を出してもらえれば、司法書士や社労士などが相談に応じることが出来る。

○議長 地域計画の話し合いには、広い面積を耕作している人に声を掛ける他、その人から知り合いの人にも声を掛けて誘ってもらうのも良いと思う。各地区何人くらい必要なのか。

●事務局 宇賀神局長補佐

現実に即した形で、行っていくしかない。話し合いに来てもらわない人の分は地図に落とし込めないが、現在権利設定されていれば、地図に入れていってもよいと思う。ご意見いただいてどうもありがとうございます。今の委員さんのご意見を農政課と話し合って、6月以降、第2回の座談会を開くことになりましたら、その前に、地域によって状況が違いますので、委員さん達と、農政課と事務局とで集まって、地区に応じた打合せを行っていかうと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 委員の皆様にも、地域での声掛けを今からしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。



○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第10回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時07分閉会】

会 長 大 崎 好 一

8 番 琴 島 成 人

9 番 木 野 内 佳 代 子